

日台間の国籍をめぐる法的諸問題 —「在台日僑婦人」の国籍問題を中心に—

森川 幸一

1. はじめに

筆者は、専修大学社会科学研究所「アジアにおける平和保障」研究グループの一員として、1997年12月22日、国立台湾大学法学院で開催された「台湾と日本の現状と問題」と題する共同セミナーに参加する機会を得た。同セミナーでは、台湾人男性と結婚した日本人妻の親睦団体である「なでしこ会」の会員の方々から、「在台日僑婦人の基本的人権」というテーマで基調報告が行われ、台湾社会で彼女らが実際に直面している様々な困難についての現状説明と、現状打開へ向けての実践的関心に基づく幾つかの切実な問題提起がなされた。そこで提起された問題は、日本と台湾の歴史的関係や経済格差に由来する社会的差別の問題、法律・制度上の問題など多岐に渡るものであったが、国際法学を専攻する筆者として、特に興味を惹かれ、また何がしかの責任を果たすことが期待されていると強く感じたのは、国籍に係わる法的諸問題であった。

以下本稿では、「在台日僑婦人」の国籍をめぐる法的現状を紹介しつつ、その背後にある理論的・制度的問題点を明らかにすることを通じて、日本ではそれほど知られているとは言い難いこの問題への日本側の関心を喚起することを目的としたい。また同時に、この問題に関連する日本の学会での理論状況を紹介することで、「なでしこ会」の会員の方々が台湾で継続されている精力的な運動への一助となることができれば幸いである。

2. 「在台日僑婦人」の国籍をめぐる法的現状

台湾人男性と結婚した日本人妻は、現在、台湾国籍の取得が極めて困難な状況にあるため、結婚後も外国人として、居留（在留）の不安定、就労機会の制限、医療保健面での制約など様々な不便を被っているという⁽¹⁾。こうした台湾国籍取得の困難は、法的には、いかなる原因によるものであろうか。

中華民国国籍法第2条は、外国人が中華民国国籍を取得する事由の一つに、中国人の妻となることを挙げているが⁽²⁾、その際、妻が原国籍を離脱することを条件としている⁽³⁾。これは、重国籍を防止する目的で課された条件であり、いわゆる「国籍唯一の原則」の具体的表現と見ることができる。この原則は、日本の国籍法においても同様に採用されており、例えば、法務大臣による帰化の許可条件を定めた国籍法第5条1項は、その条件の一つに「国籍を有せず、

又は日本の国籍の取得によってその国籍を失うべきこと」(第5号)を挙げている。現在、台湾人男性と結婚した日本人妻のほとんどが、台湾国籍を取得していないのは、「日本民族への強い帰属感と日本への権利を放棄したくないという理由から国籍離脱に否定的なため」⁴⁾とされるが、セミナーの席上、「なでしこ会」の会員の多くから出されたのは、この「国籍唯一の原則」それ自体への強い疑問であった。すなわち、なにゆえ重国籍は認められないのか、というものである。

他方で、中華民国国籍法第2条に従い、日本国籍を離脱した上で台湾国籍を取得しようとする場合にも、法的障害が存在することが指摘された。日本国憲法第22条2項は、「何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない」と規定し、「国籍離脱の自由」を基本的人権の一つとして保障している。またこれを受けた国籍法第13条は、「外国の国籍を有する日本国民は、法務大臣に届け出ることによって、日本の国籍を離脱することができる」として、届出による国籍離脱の自由を認めている。その際、外国の国籍を有することを条件としているのは、無国籍の発生を防止する趣旨であるとされる⁵⁾。

台湾人男性との婚姻により中華民国国籍を取得しようとする日本人妻が、日本国籍を離脱しようとする際の具体的手続きとしては、まず台湾人の夫との婚姻を証明する書類を添えて、中華民国政府から「申請取得中華民国国籍証明」(有効期間1年)という、国籍の仮取得証明書の発行を受ける。次に、日本の国籍法施行規則第3条に従って、国籍離脱の条件を備えていることを証明する書類を添付して、住所地を管轄する法務局、地方法務局又は在外公館に出頭して書面による届出を行い「国籍喪失証明書」の発給を受ける。その上で、中華民国政府に対して、この「国籍喪失証明書」を添えて正式の国籍取得の申請を行うという手順になる。このうち、日本国籍離脱の条件を備えていることを証明するためには、「現に有する外国の国籍」(国籍法施行規則第3条2項2号)を証明することが必要とされるが、問題は、「申請取得中華民国国籍証明」がここにいう「外国の国籍」を証明する書類として認められるかという点にある。

周知のように日本政府は、1972年の日中共同声明において、「中華人民共和国政府が中国の唯一の合法政府であることを承認」し(第2項)、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部であることを重ねて表明する」とした「中華人民共和国の立場を十分理解し、尊重し、ポツダム宣言第8項に基づく立場を堅持する」(第3項)として、以後、台湾との間で国際法に基づく公式関係を一切終了するに至った。こうした日本と台湾との国際法上の関係の変化は、ここでの問題にも事実上大きな影響を及ぼしている。具体例を紹介すると、中華民国の国籍を取得したとして日本国籍離脱の届出を行い、「国籍喪失証明書」の発給を申請したある日本人女性に対して、金沢地方法務局は、次のような理由で申請を受理できない旨の回答(平成8年4月9日付け)を行っている。

「日本は、昭和47年9月29日の日中国交回復前には、中華民国政府を、中国における唯一の合法政府として外交関係を有していましたが、国交回復の日以後は、中華人民共和国政府をもって、中国における正当政府とするにいたしました。

その結果、中国人の国籍については、大陸系・台湾系を問わず、すべて中華人民共和国国籍法が適用されますので、中国人と婚姻したことにより中華民国国籍を取得したとしても、中華人民共和国の国籍を取得したことにはなりません。したがって、中華民国政府から発行された「申請取得中華民国国籍証明」によって国籍喪失（又は離脱）の届出がされても、受理することはできません」

というものである。これは、日中国交回復後に中華民国に帰化したとして、台湾政府発行の帰化証明書を添付してなされた国籍喪失届けを、不受理として扱うのが相当であるとした法務省民事局長回答⁶⁾を踏襲したものであり、この点に関し、日本政府の立場は一貫していると考えられる⁷⁾。

以上に見てきたように、「在台日僑婦人」が直面している台湾国籍取得に係わる法的障害としては、日本国籍を離脱できないという問題、すなわち「国籍離脱の自由」に係わる問題と、日本国籍を離脱しない限り台湾国籍を取得できないという問題、すなわち「国籍唯一の原則」に係わる問題という、互いに関連性を有するとはいえ、位相の異なる二つの問題が存在していることが分かる。以下、これらそれぞれの問題について、現在の法的状況が果してどこまで合理的なものと言えるのかを検討してみることにする。

3. 「国籍離脱の自由」

国籍は国家に対する人の法的帰属を示すための概念である。それが各国の憲法や法律で明確に規定されるようになるのは、18世紀末から19世紀にかけてのことであり、その背景には、市民の国家活動へ参加の増加、国民国家（nation State）観念の発展に伴い、参政権や兵役義務の基礎として、国家の側からその国民の範囲を正確に確定する必要が生じたためであると言われる⁸⁾。その際、いかなる人に自国の国籍を付与するかは、各国がその裁量で決定しうる国内管轄事項とされ、また19世紀前半までは、「ひとたび臣民たれば永久に臣民たり（Once a subject, always subject）」という、いわゆる「永久忠誠（perpetual allegiance）の原則」が支配し、国籍の変更は認められなかった⁹⁾。

しかし、この原則を固持するイギリスとの対抗上、アメリカ合衆国は、1868年7月27日の合同議会議決により、「国籍離脱権（the right of expatriation）は、すべての人民の自然かつ固有の権利であり、生活、自由および幸福追求の権利の享受にとって不可欠のものである」との宣言を採択、以来、19世紀の自由主義思想の普及の影響の下に、「国籍自由」の思想が広く

国籍立法の理想とされるようになり、個人の外国帰化の自由と、その場合の自国国籍離脱の自由が、次第に各国の国籍法で認められるようになった⁽⁴⁰⁾。1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言」も、その第15条2項で「何人も…その国籍を変更する権利を否認されない」と規定し、この「国籍自由の原則」を確認している。

「国籍離脱の自由」を保障する日本国憲法第22条2項の規定も、こうした国際的潮流を反映したものと考えられ、「憲法の規定からみて原則上、国法による制限は許されないと解される」。しかし、それがいかなる制限にも服さないかに関しては、「無国籍者の発生防止が、国際的に認められた国籍立法の原則である」ことを考え合わせると、「国際社会の現段階では、国籍離脱の要件として、いずれかの国籍を有するかまたは取得すべきことを要求することは、本項に違反しないとみるべきであろう」とされる⁽⁴¹⁾。このように、憲法によって基本的人権の一つとして保障されている「国籍離脱の自由」に対し、それを制約する事情として、憲法学者によっても認められている「無国籍者の発生防止」という考慮は、具体的にはいかなる内容を含むものであろうか。

無国籍者とは、いずれの国の国籍も有しない者をいい、自らの意思によって国籍を離脱する場合のほか、出生（生地主義をとる国の国民の間に、血統主義をとる国の領域で生まれた子）、国家承継、国籍の剥奪等、自らの意思に基づかないで発生する場合の二通りがある。そうした無国籍者の発生を防止しなければならない理由としては、通常次のような点が挙げられる。第一に、無国籍者は、その居住国でいかに不当な扱いを受けても、いずれの国からも外交的保護を与えられず、また、自己を証明する旅券など本国が発給する文書や証明書の交付を受けることができないので、移動の自由を制限されるほか、社会生活上様々な面で不利益を被ることが多い⁽⁴²⁾、という無国籍者の権利保護の観点からの理由。第二に、無国籍者の居住国が、その国外への退去を命ずるにも引取りを要求すべき本国がないため、取扱いに窮することがある⁽⁴³⁾、といった国家の側からの理由。このうち第一の理由は、自らの意思によらない無国籍者に関しては、その発生を可能な限り防止し、その不安定で不利な地位を改善するという意味で、国際人権保障の観点からも⁽⁴⁴⁾十分首肯しうるものである。しかし、自らの意思によって国籍の離脱を欲する者に対しては、こうした理由は、国家の温情的干渉主義（paternalism）以外の何物でもないということになろう。そうだとすると、自らの意思による国籍離脱に、外国国籍の取得を条件とするのは、第二の国家の側からの理由が強く働いているためであると推察される。

さて、ここでの具体的な問題に立ち返ってこの点を検討してみると、台湾国籍を取得したとしてなされた日本国籍離脱の届出を、不受理として扱う理由として挙げられているのは、台湾が日本にとって未承認国（政府）であり、その結果、現実には実効的支配が及んでいないにもかかわらず、法的にはこの地域にも中華人民共和国の法律が適用されるものと見なされ、台湾

国内法に基づく中華民国国籍の取得は無効である、というものであった。一般に、未承認国（政府）の国内法令の効力に関しては、涉外私法行為（離婚・養子縁組・契約等）に関する限り、外国の裁判所が、未承認国の国内法令を準拠法とすることも可能とされる。他方、公法行為については、未承認国の国内公法の適用・効果はその領域内に留まるかぎり、それを有効なものとして認める先例が存在するものの、法廷地国の領域で履行される必要のある法律行為については、その域外的効果を認めることはできない、とされる⁽¹⁵⁾。国籍付与行為は、人の公法的身分に係わる公法行為であり、また、かかる国籍付与行為の有効性を前提として、日本の領域内で完結される必要のある国籍離脱の届出に関し、日本政府が、未承認国（政府）である台湾の国内法令の日本における有効性を否定しているのは、この点から見る限り、必ずしも理由のないことではない。

しかし、こうした理由は、憲法によって保障されている基本的人権の一つとしての「国籍離脱の自由」との関係で、それを制約する合理的理由たりうるであろうか。確かに、未承認国（政府）である台湾の国内法令に基づく中華民国国籍の取得が、日本の国内法上は無効なものとして扱われるとすると、中華民国国籍の取得を理由とする日本国籍の離脱を認めることは、少なくとも日本にとっては、「無国籍者」の発生を容認することになる。もっとも、先に検討したように、こうした自己の意思に基づく無国籍を防止する主要な理由が、国家の側からの理由、すなわち、無国籍者の居住国への配慮にあったとするならば、それは、ここでのケースには当てはまらないことになる。なぜなら、台湾政府は、当該届出人を自国の国内法令に従って「国民」とする意思を有しており、台湾政府にとって、彼女は決して「無国籍者」ではないからである。そうだとすると、このケースにおいて「国籍離脱の自由」を制約する理由は、形式的にはともかく、実質的には「無国籍者の発生防止」という点には求められないことになる。このように見てくると、それを実質的に制約する理由としては、台湾政府の公法行為を日本政府として承認することが、「台湾が中華人民共和国の領土の不可分の一部である」とする「中華人民共和国の立場を十分理解し、尊重し」た1972年の日中共同声明に反し、中華人民共和国に対する非友好的行為になる⁽¹⁶⁾とする外交政策上の配慮以外には考えられないことになろう。こうした外交政策上の配慮が、憲法によって保障された「国籍離脱の自由」という基本的人権の制約事由として、果してどこまで認められるのか、憲法論的観点から再検討を要する重大な問題であるように思われる。

4. 「国籍唯一の原則」

ある個人が二つ以上の国籍を有することを重国籍というが、それを禁止する一般国際法上の規則が存在するわけではなく、また、各国が国籍付与の基準を基本的には自由に選択しうる結

果として、重国籍は実際にも少なからず存在しうる⁽¹⁷⁾。にもかかわらず、従来から学説上は、「人は必ず国籍をもち、かつ、唯一の国籍をもつべきである」という「国籍唯一の原則」が、国籍立法の理想とされてきた⁽¹⁸⁾。ところが、最近の日本の学会では、重国籍に好意的、あるいはこれを積極的に評価する主張が見られるようになってきた⁽¹⁹⁾。筆者には、この問題につき独自の主張を展開する能力はないが、日本での議論を紹介することも、台湾ではなお多少の意味を持ちうるかもしれないと考え、ここでは、この問題をめぐる論点の整理を試みることで、責任の一端を果たすことにしたい。

重国籍が惹起する深刻な問題として、従来から主張されてきた主要なものは、第一に、いずれの国家の外交的保護を認めるべきかについて、これらの国家間あるいは第三国との関係で、紛議を生ずることがあること。第二に、同一の個人が複数の国家から国民としての義務、例えば兵役義務の履行を要求され、著しい不利益を被ることがあること。第三に、国家間の利害が対立する場面、特に戦時において、一方の国から反逆罪に問われる恐れがあること、といった諸点であった⁽²⁰⁾。このうち第二と第三の問題は、個人の国家への「忠実義務」または「忠誠義務」に係わる問題といえることができる。

しかし、これらの問題のすべてが、現在でも国際的に処理不能なものと考えられているわけでは必ずしもない。例えば外交的保護については、国際法上次のような処理が図られている。すなわち、まず第三国との関係では、重国籍者は一個の国籍のみを有するものとして待遇され、複数の国籍国のうち、本人が常住的で主要な居所を有するか、または事実上最も深い関係にある一国の外交的保護を受ける（1930年の「国籍法の抵触についてのある種の問題に関する条約」第5条）。これは「実効的または能動的国籍（nationalité effective ou active）」の原則と言われるものである。他方、重国籍者はそれぞれの国籍国によりその国民と認められる（同第3条）反面、これら国籍国相互の間では本人について外交的保護を行使できないとされる（同第4条）。もっとも、このような場合であっても、重国籍者の常居所や経済・社会・政治・市民・家族生活上の行動などの点で、密接で実効的な結合関係を持つ国籍国は、単にその国籍を取得しただけで事実上の関係を持たない他方の国籍国に対して、第三国による扱いの例に準じて、外交的保護の行使が認められるという解釈もある⁽²¹⁾。

また、国家への「忠誠義務」との関係で、重国籍が最も深刻な問題を引き起こすとされる兵役義務に関しても、その抵触を避けるために、一定の国際法上の処理が図られてきた。すなわち、1930年の「二重国籍のある場合における軍事的義務に関する議定書」は、重国籍者について、その一国の領域に常居所を有し、かつその国に最も密接な関係を持つものは、他の国における軍事的義務をすべて免除されると規定する（第1条）。また、1963年に欧州理事会（Council of Europe）が採択した「重国籍の場合の減少および重国籍の場合の軍事的義務に

関する条約」(以下「ストラスブル条約」)も、重国籍者に関し、いずれか一方の締約国との関係でのみ軍事的義務を果たすべきことを要求されるという原則を採用し、その具体的適用については当事国間の特別協定に委ねるとした上で(第5条)、特別協定が別段の定めをする場合を除いては、常居所を中心に据えることで、実的な処理を図っている(第6条)⁽²²⁾。

これらの点に加えて、ヨーロッパ諸国の立法は重国籍の防止についてそれほど厳格ではないことから⁽²³⁾、「国籍唯一の原則」は必ずしも普遍的な原則ではないとの指摘もなされている。こうしたヨーロッパ諸国の動向との関係で、ストラスブル条約の1993年改正は特に重要である。すなわち、同条約は、外国国籍の任意取得による内国国籍の喪失を定めていたが(第1条1、2項)、93年の改正議定書は、この点に幾つかの例外を認めている。そのうち、ここでの問題に関連するものとして特筆に値するのは、「異なる締約国間の国民の間の婚姻の場合において、いずれの締約国も、一方配偶者が自らの自由意思にもとづき他方配偶者の国籍を取得するとき、その配偶者が原国籍を保持するものと定めることができる」(第二議定書第1条6項)と規定された点であろう。このように国籍の任意取得による重国籍が積極的に評価される理由としては、祖国へのアイデンティティーを保ったままで居住地国の国民たる地位を取得することで、国籍の得喪に関して人格的利益が尊重されることになる⁽²⁴⁾、という点が指摘されている。また、特に国際結婚の場合に、かつてのように一方の本国に定住することが通常であった時代ならともかく、交通手段の発達に伴い、子供と共に双方の本国を往来する例が増えている現状に鑑みると、一概に二重国籍を非難することはできない⁽²⁵⁾、との主張も見られる。

重国籍の不都合に関しては、先に挙げた諸点以外にも、単一国籍者との不平等、複数の国で登録されることによる同一性判断の困難、その結果としての適正な入国管理への障害、国際私法上の本國法の決定の問題等、様々なものがあるとされるが、いずれにせよ今日では、「国籍唯一の原則」はもはや絶対的なものではなく、重国籍の持つ肯定的な側面をも十分考慮した上で、それとの比較衡量の下、具体的な立法政策が策定されるべきだということになる⁽²⁶⁾。

5. むすびに代えて

以上、「在台日僑婦人」が直面している台湾国籍取得に係わる法的障害の現状を分析・紹介したのち、「国籍離脱の自由」と「国籍唯一の原則」という二つの観点から、かかる障害を克服するための方向性を模索してきた。最後に、これとはやや異なる発想による解決の方向を示唆することで、本稿のむすびに代えたいと思う。

「在台日僑婦人」が、実際には台湾社会の構成員として日々の生活を送らなくてはならないにもかかわらず、台湾国籍を取得できないことによって、様々な生活上の困難に直面しているより根本的な原因は、国籍というものが、「人を国民と外国人という二種類の範疇に俊別し、

それによって権利義務関係を二元的枠組みの下で包括的に処理する」という「包括的・形式的概念」として理解されてきた点にこそある。しかし、国家間の経済・文化・社会的交流の増大と国際人権保障の展開の結果、最近では、こうした「包括的・形式的概念」としての国籍概念に代わって、「社会構成員性」（一定期間の居住歴など）や「生存権的必要性」（ある人がその社会の一員として生きていく強い必要性）など、国籍と並ぶ他の基準をも併用することで、問題領域ごとに個別具体的権利義務関係を確定していくことが必要であると強く主張されるようになってきている⁽²⁷⁾。

「なでしこ会」の当面の運動目標とされている外国人配偶者の永久居留（在留）権の獲得⁽²⁸⁾は、「在台日僑婦人」の待遇改善のための現実的な第一歩として、こうした「国籍の機能的把握」という観点からも、十分に基礎付けうるものと言うことができよう。

【注】

- (1) これらの点について具体的には、本特集号所収の本間美穂「台湾における日台間の国際結婚の現状と問題点」を参照。
- (2) 日本の旧国籍法も、現行の中華民国国籍法と同様に、外国人が日本人の妻となることを国籍取得事由の一つに挙げ（第5条1号）、妻は夫の国籍に従うという「夫婦国籍同一主義」を採用していた。しかし現行国籍法は、国際的な潮流である「夫婦国籍独立主義」（例えば「女子差別撤廃条約」第9条1項は、「…締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強要することとならないことを確保する」と定める。）に従って、妻となるか夫となるかにかかわらず、日本国民の配偶者となることは、それ自体としては国籍取得事由とはせず、単に、法務大臣による帰化の許可条件の緩和事由（第7条の「簡易帰化」）とするに留めている。
なお、この点について、現在中華民国立法院の審議に付されている「国籍法」修正草案では、日本の現行国籍法と同様に、中華民国国民の配偶者となることを、帰化の許可条件の緩和事由とする修正が図られようとしている（第4条）。
- (3) 中華民国国籍の取得に際し、このように原国籍の離脱を条件とすることに関しては、「国籍法」修正草案でも事情は変わらない。すなわち、同修正草案第9条は、中華民国国民の配偶者となる場合を含めて、帰化による国籍取得を申請する者が、原国籍喪失証明を提出すべきことを義務づけている。

- (4) 本間、前掲論文、10頁。
- (5) 江川＝山田＝早田『国籍法〔第3版〕』（有斐閣、1997年）138頁。
- (6) 昭和49年12月26日付け民5第6674号、法務省民事局法務研究会編『国籍実務解説』（日本加除出版株式会社、1990年）243頁参照。
- (7) 同様の問題は、日本が国際法上承認していない北朝鮮との関係でも実際に生じている。日本国籍と朝鮮民主主義人民共和国の国籍を有するとして、1984年改正前の国籍法第10条（現第13条）に基づき提出された日本国籍離脱の届出が却下された事例があり（京都地方務局昭和50年8月19日付け）、その理由として法務局は、国籍法第10条（1984年改正前）にいう「外国」とは、わが国が承認している国を指すものと解されるので、外国の国籍を有するかどうかについても、我が国の承認している国の法規に照らして、その有無が審査されるべきであるとした。この点については、江川＝山田＝早田、前掲書、142頁、注(3)を参照。
- (8) A. Randelzhofer, “Nationality”, in R. Bernhardt (ed.) *Encyclopedia of Public International Law*, Vol.8 (Amsterdam, 1985) p.416.
- (9) 江川＝山田＝早田、前掲書、20頁。
- (10) 溜池良夫「帰化条件としての原国籍の喪失－国籍法第4条第5号にたいする疑問－」『法学論叢』第65巻4号（1959年）13頁。
- (11) 小林直樹『〔新版〕憲法講義（上）』（東京大学出版会、1980年）509-510頁。
- (12) 「無国籍」（鳥居淳子執筆部分）『国際関係法辞典』（三省堂、1995年）755頁。
- (13) 江川＝山田＝早田、前掲書、23頁。
- (14) 1948年の「世界人権宣言」第15条1項で、「すべての者は、国籍を取得する権利を有する」と規定されたことや、その後国連で採択された1954年の「無国籍者の法的地位に関する条約」、1961年の「無国籍の減少に関する条約」は、こうした観点からのものと理解される。
- (15) 山本草二『国際法〔新版〕』（有斐閣、1994年）202-3頁。
- (16) かかる行為が、単に非友好的行為であるに留まらず、日中共同声明で日本が負った国際法上の義務に違反する行為であるとまで言えるかについては、これを一義的に確定することは困難であるが、仮にそのように解釈されるとすると、問題は、憲法と国際法の効力関係という、より一般的な問題として検討されなければならないということになる。
- (17) Randelzhofer, *op.cit.*, p. 422.
- (18) 江川＝山田＝早田、前掲書、18頁。
- (19) 代表的なものとして、芹田健太郎「国籍単一の原則に対する疑問」『国際法外交雑誌』

第83巻3号(1984年)1-43頁、国友明彦「国籍の任意取得による重国籍－特にスイス法とストラスブール条約について－」『国際法外交雑誌』第93巻5号(1994年)1-32頁、奥田安弘「国際結婚と国籍」『法学教室』No.164(1994年)4-5頁、佐野寛「日本国籍の取得をめぐる諸問題」『ジュリスト』No.1101(1996年)12-18頁などがある。

㉓ 江川＝山田＝早田、前掲書、22-23頁。

㉔ 山本、前掲書、506-507頁、芹田、前掲論文、25-38頁。

㉕ この点について詳しくは、芹田、前掲論文、39-42頁を参照。これらの考察を踏まえて芹田教授は、「国籍を唯だ一つしかもってはいならないという原則は、かつての国家の論理からはありえても、人間の論理から引き出すことは難しい」と結論付けられている。同、43頁。

㉖ その具体例について詳しくは、国友、前掲論文、5-21頁、奥田、前掲論文、5頁参照。

㉗ 国友、前掲論文、30頁。

㉘ 奥田、前掲論文、5頁。

㉙ 以上のような「国籍唯一の原則」の一般的妥当性という観点からの立法論とは別に、日台間の特殊性に即した実際的な処理という観点からの立法論も考えられないわけではない。日本の現行国籍法は、「国籍唯一の原則」をかなり厳格に採用していると言われるが、それでも例外をまったく認めていないわけではない。すなわち、法務大臣による帰化の許可条件として原国籍の離脱を定める第5条1項5号の例外として、同条第2項は、「法務大臣は、外国人がその意思にかかわらずその国籍を失うことができない場合において、日本国民との親族関係又は境遇につき特別の事情があると認めるときは、その者が前項第5号に掲げる条件を備えないときでも、帰化を許可することができる」と規定している。本稿2.で検討したように、台湾国籍取得との関係で、理論的にはともかく實際上日本国籍の離脱が不可能な現状に照らすと、仮に、台湾「国籍法」の修正に際し、同様の規定を盛り込むことに成功すれば、日本国籍を離脱することなく、台湾国籍を取得できる可能性が開けることになる。その際、日本の国籍法との関係では、「日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う」とした第11条の規定との関係が問題となるが、台湾国内法に基づく中華民国国籍の取得を、日本の国内法上は無効なものとして扱っている現在の政府の立場からすると、論理的には、この規定は働かないということになろう。

㉚ 大沼保昭「国籍とその機能的把握」寺沢一・内田久司編『国際法の基本問題(別冊法学教室)』(有斐閣、1986年)173-179頁。

㉛ 本間、前掲論文、16頁。

[付記]

本稿の執筆に際しては、台湾国立政治大学の藤井志津枝教授および「なでしこ会」の会員の皆さんから、中華民国国籍法、同修正草案、日本の法務局の対応等に関する貴重な資料を提供して頂いた。また、「アジアにおける平和保障」研究グループの諸先生、とりわけ野村浩一教授からは、研究会での筆者の中間報告に対して、数々の貴重なご助言を頂いた。この場を借りて厚く御礼申し上げる。

[編集後記]

本号の編集を担当して、あらためてアジアにおける法的問題との緊張感を持たねばならないことを痛感すると共に、「アジアにおける平和保障」研究グループの精力的な活動に敬意を表する次第です。

本グループの研究代表であった曾我所員が急逝して既に1年が過ぎようとしています。曾我所員について思いを馳せながら、本グループの今後の活動に期待したいと思います。(K. H)

神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目1番1号 電話 (044)911-1089

専修大学社会科学研究所

(発行者) 水川 侑

製作 佐藤印刷株式会社

東京都渋谷区神宮前2-10-2 電話 (03)3404-2561
